

関 係 各 位

山口県商工労働部長

電気工事業法・電気工事士法申請・届出等の手引きの改正について（通知）

早春の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

本県の電気保安行政の推進につきましては、平素から格別の御配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、これまで令和3年3月に一部改正・配布した「電気工事業法・電気工事士法 申請・届出等の手引き」に基づき、電気工事に係る各種手続を行ってきたところですが、令和3年9月の経済産業省の通知により、手引きを改正することといたしました。

つきましては、別添『電気工事業法・電気工事士法 申請・届出等の手引き』の改定部分をご確認いただきますとともに、関係者に対する手引き改定の周知につきまして特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。また、本手引きを山口県商政課のホームページに掲載しておりますので、必要に応じてご参照ください。

---

『電気工事業法・電気工事士法 申請・届出等の手引き』の改定部分

(令和4年3月22日改定)

- 1 経済産業省の通知により旧姓使用が可能となったため、電気工事士免状を旧姓で使用する場合に書換え申請が不要である旨の修正及び追記。

P60 電気工事士免状の書換え申請手続案内文の修正および追記。

新

P60

2 電気工事士免状の書換え申請手続

養子縁組等で電気工事士免状に記載してある氏名に変更があった場合は、その氏名の書換え申請をすることができます。

なお、令和4年1月1日より旧姓使用が可能になりましたので、旧姓のまま電気工事士免状を使用する場合は、書換え申請が不要となります。

(1) 必要な申請書類

(提出書類)

ア 電気工事士免状書換え申請書……………様式第43号(106ページ)  
所定額の手数料を山口県収入証紙により納入すること。

イ 添付書類

電気工事士免状	添付書類
写真2枚(注1)	
戸籍抄本(注2)	

(注1) (略)

(注2) (略)

(2) 提出先

免状の交付を受けた都道府県知事

(免状交付者が山口県知事の場合は、山口県商政課)

旧

P60

2 電気工事士免状の書換え申請手続

養子縁組等で電気工事士免状に記載してある氏名に変更があった場合は、その氏名の書換え申請をしなければなりません。

(1) 必要な申請書類

(提出書類)

ア 電気工事士免状書換え申請書……………様式第43号(106ページ)  
所定額の手数料を山口県収入証紙により納入すること。

イ 添付書類

電気工事士免状	添付書類
写真2枚(注1)	
戸籍抄本(注2)	

(注1) (略)

(注2) (略)

(2) 提出先

免状の交付を受けた都道府県知事

(免状交付者が山口県知事の場合は、山口県商政課)